

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年11月27日（金）16:03～16:24
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

- 福士 亘 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長
- 広瀬 哲郎 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課高齢者雇用企画係長

#### <事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 シルバー人材センターの特例について
- 3 閉会

---

○藤原次長 ワーキンググループを始めさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの特例という議論、養父市の提案を受けて、去年の今ごろからですが、当初は秋の臨時国会に出すというときに御準備、御用意いただいていたのですが、退職者の雇用安定法の特例ということで措置したものでございますけれども、むしろ厚生労働省のほうから、さらに拡大するような動きが労政審で出ているのでしょうか。そのあたりの御議論ということでオファーがございましたので、今日はおいでいただいたという次第でございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいいたします。

○八田座長 お忙しいところを毎回ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○福士課長 それでは、資料に沿って御説明します。

この経緯と申しますと、審議会をやる前に、清家座長を座長に生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会というものを平成27年2月から6回ほど始めまして、その中で報告書をまとめました。シルバーに関しましては、その報告書の中で、いわゆる「臨・短・軽」要件の緩和等の可能性について、民業圧迫の懸念等を念頭に置きながら検討することが必要という報告がございました。それに基づいて、今、審議会を開いているという状況でございます。それで、審議会の第2回目までやった論点を整理しておりますので、それに基づいて御説明したいと思います。

「シルバー人材センターの機能強化」ということで○がありますが、シルバー人材センターの機能強化を図るべきではないか。それから、派遣・請負の区分など労働者性の有無等を明確にすべきではないか。また、請負に従事する者について、適切な就業環境を確保する必要があるのではないかということで、今のところ、例えばシルバー人材センターにおいては、適正就業確保に係るガイドラインの作成を検討してはどうかという意見が出ております。

それから、●ですが、高齢者の就業機会の拡大を図るために、シルバー人材センターの取り扱う「臨・短・軽」に限るとする要件を緩和することを可能とすべきではないかという御意見が出ております。

その中で、要件緩和は、労働者性や労働者保護の観点から職業紹介、派遣に限るべきではないか。また、シルバー人材センターの活動が民業を圧迫することのないような仕組みを作る必要があるのではないか。また、要件緩和を認める判断の基準を明らかにする必要があるのではないか。要件緩和を行う地域については、国としても、地域の労働市場への影響等の観点から、判断に関与すべきではないかという御意見が出ております。

次のページ、要件緩和に関するイメージなのですが、目的は、必要な労働力減少が懸念される中で、高齢者の就業機会の拡大を図ることとする。要件緩和の内容ですが、シルバー人材センターが行う労働者派遣、それから職業紹介業務について、シルバー人材センターの指定・監督権限を有する都道府県知事が、対象とする業務の範囲を明確にした上で、いわゆる「臨・短・軽」要件を緩和し、週40時間までの業務を取り扱うことを可能としてはどうかという意見が出ております。

次に、「民業圧迫等を防止する仕組み」ということで、業務の範囲の指定なのですが、要件緩和を対象とする業務の範囲を明確にすることとしてはどうかという中で、この業務の範囲なのですが、今は地域ないしは業種というところを考えております。

それから、関係者の意見聴取ですが、要件緩和を行おうとする業務に関する地域の関係者の意見をあらかじめ聴取することとしてはどうか。

それから、要件緩和が認められるための基準の作成ですが、ここに書いています①②③のようなものが考えられるのではないかということで、当該地域の高齢者の就業機会の確保に必要なものであること。また、事業者間の競争を不当に害することがないと認められること。他の労働者の就業の機会に著しい影響を与えないと認められることとな

っております。

それから、国の同意手続ですが、国としても、全国的な労働市場へ与える影響等の観点から、要件緩和に当たっては問題が生じないものであるか確認する必要があるのではないかと。

それから、問題が発生した場合の指定の解除ですが、問題が発生した場合には、都道府県知事は、要件緩和を実施する地域等の指定を解除することができるようにすべきではないかという状況でございます。

あとは、参考資料をお付けしております。

あと、別表で、今後の検討スケジュールということで縦紙がありますが、10月末に審議会の部会の議論を開始しまして、12月中下旬で報告書の案について議論を取りまとめる予定でございます。取りまとまりましたら、安定分科会へ報告、議論を行い、厚生労働大臣への建議を行う。それから、1月中旬に労働政策審議会への改正法案要綱を諮問し、大臣への答申を行う。1月下旬に改正法案、閣議決定という中で、国会に提出していくということで、高齢法の中にあるシルバーの部分で今回、養父市の部分を全国に展開していくというふうな改正を行う予定にしております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員からコメントございますでしょうか。

○原委員 3ページの要件緩和が認められるための基準で、今、考えられる事項としての事業者間の競争を不当に害しないとか、あるいは他の労働者の就業の機会に影響を与えないということですが、これは具体的には大体どれぐらいのレベルの地域で実施されることを想定されるのでしょうか。要するに、養父市で特例を認めたときに考えていたのは、恐らくあの地域であれば、派遣会社が通常の雇用の形で人を派遣するという、少なくとも農業の分野などについてはあまりやっていない地域であって、民業の圧迫とか一般の労働者の賃金に悪影響を与えるということが想定されないであろうという前提で議論していたと思いますけれども。

○福士課長 どのくらいという話なのですが、シルバー人材センターに調査を行ったら、6割ぐらいのシルバーが要件を緩和してほしいという要望がございました。ただし、多いのは、40時間というよりは大体、社会保険料がかからない29時間まで、30時間未満というのが非常に多かったです。ですから、その中でそういう要望がどれだけ上がってくるかというのはまだ分からないですけれども、今、言われたように、山間部のシルバーなどは結構そういう要件緩和の部分で、要件緩和してくださいという形の中で出てくるのかなと我々は思っています。

○原委員 多分、シルバー人材センターに聞かれて、もっと長く働いてもいいよと言っている人がいますと、そういう要件緩和が出てくるという面がある一方で、それを認めてしまうとほかの人の雇用が奪われるというのは、多分、別の要因としてあると思うのですけれども、そこはどのような基準。実際にこの基準として書いていても、判断が難しいだろう

など思いながら伺っているのです。

○福士課長 その辺については、なかなか数字的なもので示すのは難しいのですけれども、そういう中で、上にありますけれども、関係者から意見聴取という中で、地域の関係者という中で、例えばやりたいという申請が出てきたら、その首長。それから、当然、シルバーにも聞く。あとは、そういう同じような仕事をしている同業者の人にも聞く。あと、派遣会社がもしあれば派遣会社のほうにも聞くような形。または労働者の代表する方にも聞くという形の中で、しっかり意見聴取をしてやっていこうと。大丈夫ですかという形で、大丈夫ですという担保をとりながら進めていこうと思っています。

○原委員 あと、ついでにお伺いすると、労政審で議論しているときに、この仕組みを入れていくことによって賃金水準全般に下がっていくのではないかみたいな議論は出てこないのですか。

○福士課長 賃金水準は、シルバーは大体、最低賃金より少し上回るような形でやっているのですけれども、シルバーがやっている事業というのは、「臨・短・軽」とありましたように、臨時的・短期的・軽易な仕事をやっていますので、どちらかという、一般の人たちの賃金と違う形態といいますか、そういう隙間のところをやっているものですから、大きくは影響しないと我々は見ています。

○原委員 まさに「臨・短・軽」だからということだったのだと思うのですけれども、もっと通常の労働に近いような形のことをやりますよということになると、そこが何か影響を。私は、この話をどちら側の立場で議論しているのだからよく分からないのですけれども、そういうのが気にならないのかなど。

○福士課長 労働側からのそういう意見も実際出ました。ただし、シルバーのやっている部分と普通の働いている部分は、シルバーは隙間のところをやっているので、一般の働いている労働者の領域という部分にはあまり影響を及ぼさない。

○原委員 それは、お仕事の中身ということなのでしょう。

○福士課長 そうです。

○原委員 だから、時間を延ばしたとしても、仕事の種類とか中身の面で限定されるからと。

○福士課長 はい。

○原委員 とすると、やはり先ほどの要件緩和が認められる基準のところ、お仕事の種類とかそういうものが特定のものだから、競争を不当に害しないとか、他の人の労働に影響を与えないとか、そういう判断がなされると考えたらよろしいですか。

○福士課長 先ほどの業務の範囲で、地域、業種と言いましたけれども、地域とか、業種とか、もっと細ければ職種なども見ながら認めていこうという形で、一般の人たちの労働市場を荒らさないような形の中で進めていきたい、全国展開していきたいと。

○八田座長 補助といっても、要するにシルバーの運営費であって、働くことに対する労賃への補助は一切しないわけですね。だから、その意味では、人材供給サービスの固定費

に補助しているわけだから、恐らく、もし民間の派遣業者が活躍しているところだったら、これを作っても意味がないのですね。民間で制約なくどんどん働けるわけだから。

したがって、山間部みたいなところで、これがなければ仲介業がないというようなところで意味があるということだと思います。しかし、実際は結構大きな町も、このシルバー人材センターというのは結構動いているのですか。

○福士課長 動いています。

○八田座長 そうすると、お年寄りの人は、センターでも民間でも基本的に労賃には補助がないわけだから、どちらでも同じだが、民間に行けば長いこと働けるのに、何でわざわざこちらのシルバーのほうを選ぶのでしょうか。

○福士課長 シルバーに来ている人たちというのは、通常の労働をあまり希望していない、週3日か4日働けばいいという人と、そうはいつでも40時間働きたいという人たちもいますし、逆に言えば、業者側のほうで、シルバーから行っている人たちがいるのですけれども、もう少し長く来てもらえないかという要望もあったり、そういう中で、今、シルバーがそういう隙間的なものをやっているのですけれども、大都市圏においても、ある程度、こういう緩和をしてくれという要望は実際にあります。

それで、派遣会社なのですが、東京でも高齢者を相手にして派遣をやっている会社は2件ぐらいしかありません。それも、どちらかというと専門的な技術を持った方とか、銀行の下請というか、銀行が元々そういうものを作って、銀行に派遣しているとか、やはり専門的技術とかを持った方を派遣会社、高齢者の部分はやっているという中で、派遣会社においてバッティングするところは非常に少ないのではないかと。

○八田座長 ということは、最賃がひっかかっている、最賃で決められた高い賃金を老人に払うなら、民間の仲介業にとってペイしない。そういうところで、そこをこのシルバー人材センターがとにかく固定費に関しては面倒を見ることにして、ぎりぎりでやっている。要するに、最賃というゆがみを相殺するためのゆがみであると、そのようなことなのですね。

○福士課長 あとは、今、人手不足の部分が非常に大きくて、若い人を集めてもなかなか来ないという部分に対して、結構、シルバーと提携しながら、コンビニもなかなか若い人が集まらないので、そういう提携をしたり、スーパーの朝早い品出しとか、そういうところに人が集まらない。

○八田座長 それは何で民間の人材派遣がやらないのでしょうか。

○福士課長 手数料をとっても、民間だと40%から50%の手数料をとるのですけれども、年収が低い。

○八田座長 そうすると、やはり最賃の問題ですね。最賃をもっと下げることができたら、それなりに民間の会社でも供給できると。

○福士課長 はい。ですから、民間としては商売になりにくい。

○八田座長 分かりました。

そうすると、あまり競合しそうにないですね。少なくとも競合する、しないというところが全く違ったセグメントだというのは、これは私の恣意的な解釈かもしれないけれども、最賃が高く設定されているから、民間の会社でやったらとても、手間賃まで取ったらペイしないような仕組みのカテゴリーだと。そこに対して実質的な老人のための。

○福士課長 生きがいプラス就労の。

○八田座長 そう。要するに、最賃を高くしていることをある程度補ってあげているということなのですかね。

○原委員 若い人の雇用からそちらに流れるという競合性は多分あると思います。

○八田座長 あるのでしょうか。

○福士課長 若年者とはまた住み分けができていて、若年者とは競合しないと言われていきます。

○八田座長 ということは、若年者はもっと雇いたいから、今の高い最賃でも、手間料を払っても雇いたい。老人は、本当にもうそんなに高い最賃では雇いたくないというような質の人だと。そこを無理やり雇ってもらうために補助金を出しているということなのですかね。

○福士課長 生きがい対策と、それを含めながら。

○八田座長 そのとおりです。でも、原委員式に考えれば、とはいえ、とにかく何らかの形で老人が労働市場に出てきたら、さっきのコンビニなどは若者だって働けるはずで、センターから人材供給されなかったらもうちょっと高い賃金になっていたかもしれないということはあるのでしょね。

○原委員 場所によっては、多少そこは慎重に考えないと。

○福士課長 ですから、そこにもととの市場があったりするところは、要件緩和するのは非常に難しいところも当然出てくると思います。

ただ、40時間にしたからって、みんな40時間働くということではなくて、上限を40時間にして、シルバーにいる人たちは20時間でいい人たちもいっぱいいるので、私は週3日でもいいわと。ただ、その人たちは多分、年金をもらいながらとか。ただ、年金がない人とか、そういう人たちは、普通に働こうと思ってもなかなかない中で、シルバーでも少しもらいたいという意見もございます。

○八田座長 それから、民業圧迫というときに、今、話が出てきたのは、割と低賃金の労働者が競合相手であるというのがあったけれども、人材派遣会社そのものというのは、あまり先ほどのお話で競合にはならないということですか。カテゴリーが違うから、どっちみちこういうことをやっていない。

○福士課長 あまりやっていないですね。ただ、逆に言えば、小さいところの派遣会社でそういうものも扱ってれば、多分競合になるところも当然出てくるので、そこは慎重に、お互いに話をして、意見を聞きながら進めていくと。

○八田座長 そうすると、基本的にはそういうものが全く存在しないような田舎では何の

問題もないのだけれども、大都会では、多少いろいろと競合ということがあるかもしれないのですね。

○福士課長 することもあり得る。そこはちゃんと地域の人の意見を聞いて、そういう中で整理して決めていきたい。

○八田座長 そうですね。そうなったら、もう老人は田舎に行けと、田舎のシルバーでちゃんと見てもらったらいいじゃないかということになりかねませんね。

○福士課長 大都会でも結構シルバーに入っている方は多いです。

○八田座長 若者との競合の問題はあるにしてもですね。

○福士課長 はい。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○福士課長 今、そういう中で全国展開していると我々は考えているので、今のところ、もし全国展開してそういう形になれば、特区の部分を含むような形で進めて考えているのですけれども、そうすると、特区部分を削除する方向で今、考えているのですか。

○原委員 それはそうです。

○八田座長 そうなったらそうでしょう。

○福士課長 全国展開。

○八田座長 発展ですね。

○福士課長 はい。

○八田座長 私は変なことを言ったけれども、恐らく原委員のお考えは、基本的には競合しないところ、特に養父市みたいな過疎のところは文句なく展開されたらいいだろうけれども、大都市で競合するようなところは、40時間という制限をもうちょっと短くしたままにするということも考えられるのではないかということですね。

○原委員 そこは具体的な運用の中で。

○八田座長 そういうことなのでしょうね。

どうもありがとうございました。